

# 鳴門市撫養小学校照明器具改修工事

図面リスト		
番号	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書(1)	
E-02	特記仕様書(2)	
E-03	特記仕様書(3)	
E-04	配置図・付近見取図	1/500
E-05	照明器具姿図	
E-06	南校舎1階照明器具撤去図	1/200
E-07	南校舎1階照明器具改修図	1/200
E-08	南校舎2階照明器具撤去図	1/200
E-09	南校舎2階照明器具改修図	1/200
E-10	南校舎3階照明器具撤去図	1/200
E-11	南校舎3階照明器具改修図	1/200
E-12	北校舎1・2階照明器具撤去図	1/200
E-13	北校舎1・2階照明器具改修図	1/200
E-14	北校舎3・R階照明器具撤去図	1/200
E-15	北校舎3・R階照明器具改修図	1/200
E-16	体育館1・2階照明器具撤去図	1/200
E-17	体育館1・2階照明器具改修図	1/200

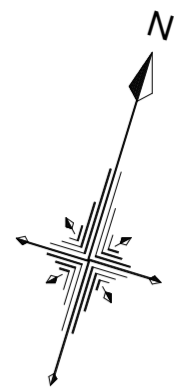
建築工事特記仕様書		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項				
I. 工事概要	1. 工事名称	鳴門市撫養小学校照明器具改修工事									
	2. 工事場所	鳴門市撫養町斎田									
II. 共通仕様書	3. 建物概要	構造及び階数 校舎 RC造3階 体育館 RC造2階									
	4. 工事項目	1. 電灯設備工事 図示の照明設備をLEDに取り替える工事一式 2. 撤去工事 図示位置の不要となる設備の撤去工事一式									
章	項目	特記事項									
1. 適用基準等	2. 優先順位	3. 施工条件	7. 下請負人の選定	(1)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 (2)受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。	11. 交通安全管理		(18)作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。 (19)既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 (20)事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 (21)給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。 (22)受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。				
			8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。							
			9. 電気保安技術者等	(1)電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2)工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。				12. 発生材の処理等	(1)発生材の処理等は次により適正に行う。 ①工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 ②上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のされないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ)に報告し指示を仰ぐこと。 ③コンクリート・アスファルト類の搬出先については中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 ④受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。		
			10. 施工中の安全確保	(1)工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2)工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 (3)工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 (4)工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月3)その他関係法令に従い適切に処理すること。 (5)受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 (6)地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 (7)受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 (8)受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 (9)受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 (10)受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ(含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 (11)受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 (12)休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 (13)受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等に安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 (14)受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (15)仮囲いを設置する場合は、設置後に現場安全再確認シート等(任意様式)を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (16)上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じる恐れがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで指定された時間に行うこと。 (17)受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。							
			1. 適用基準等	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)以下「標仕」という。 ③公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版) また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。 ①建築改修工事監理指針 令和7年度版 ②電気設備工事監理指針 令和7年度版							
			2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質疑回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書等							
			3. 施工条件	施工条件は次による。 ・工程については、学校及び施設管理者と協議の上決定すること。また、施工の日時については工事箇所ごとに生徒のいない時間帯、時期(生徒下校後、長期休暇期間、土曜日及び日曜祝祭日)で調整を行うことになるため施設管理者と詳細な協議の上決定して行うものとする。 ・騒音の出る工事は原則として学校休日とするが、学校・監督員と協議すること。また、人員配置及び施工計画を綿密に行い遅滞のないようにつとめること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事対象施設は、通学時間帯においては校内及び学校周囲が送迎等で非常に混雑するため、工事関係車両の入出場及び工事用資機材の搬入、搬出には十分注意を払うこと。 ・本工事期間中も施設は使用するので、通路を確保すると共に、工程の協議を行うものとする。 ・施工順序は学校及び施設管理者と協議の上決定すること。 ・屋内運動場等については授業等での利用を制限するため、施工期間が最短となるよう施設管理者と工程を協議・調整のうえ、施工を進めること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事を行う上で、撤去・移設を要する軽微な障害物の処理で監督員の認めたものは本工事の範囲とし、それによる費用は請負業者負担とする。 ・工事期間については契約工期を遵守するものとし、器具の納期等により工期延伸が必要な場合においても、延伸可能期限は今年度末までとする。 ・社会情勢等により器具の納品が困難な場合は、器具メーカー等が「証明する書類を提出すること。							
			4. 工事実績データの登録	(1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。  速やかに監督員に提示しなければならない。							
			5. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。							
			6. 施工計画書等	(1)施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。 (2)施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。							
I. 工事概要		7. 下請負人の選定	(1)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 (2)受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。	11. 交通安全管理		(18)作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。 (19)既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 (20)事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 (21)給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。 (22)受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。					
II. 共通仕様書		8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。								
章	項目	特記事項									
1. 適用基準等	2. 優先順位	3. 施工条件	9. 電気保安技術者等				(1)電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2)工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。	12. 発生材の処理等	(1)発生材の処理等は次により適正に行う。 ①工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 ②上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のされないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ)に報告し指示を仰ぐこと。 ③コンクリート・アスファルト類の搬出先については中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 ④受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。		
			10. 施工中の安全確保				(1)工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2)工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 (3)工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 (4)工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月3)その他関係法令に従い適切に処理すること。 (5)受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 (6)地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 (7)受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 (8)受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 (9)受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 (10)受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ(含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 (11)受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 (12)休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 (13)受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等に安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 (14)受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (15)仮囲いを設置する場合は、設置後に現場安全再確認シート等(任意様式)を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (16)上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じる恐れがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで指定された時間に行うこと。 (17)受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。				
			1. 適用基準等				図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)以下「標仕」という。 ③公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版) また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。 ①建築改修工事監理指針 令和7年度版 ②電気設備工事監理指針 令和7年度版				
			2. 優先順位				設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質疑回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書等				
			3. 施工条件				施工条件は次による。 ・工程については、学校及び施設管理者と協議の上決定すること。また、施工の日時については工事箇所ごとに生徒のいない時間帯、時期(生徒下校後、長期休暇期間、土曜日及び日曜祝祭日)で調整を行うことになるため施設管理者と詳細な協議の上決定して行うものとする。 ・騒音の出る工事は原則として学校休日とするが、学校・監督員と協議すること。また、人員配置及び施工計画を綿密に行い遅滞のないようにつとめること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事対象施設は、通学時間帯においては校内及び学校周囲が送迎等で非常に混雑するため、工事関係車両の入出場及び工事用資機材の搬入、搬出には十分注意を払うこと。 ・本工事期間中も施設は使用するので、通路を確保すると共に、工程の協議を行うものとする。 ・施工順序は学校及び施設管理者と協議の上決定すること。 ・屋内運動場等については授業等での利用を制限するため、施工期間が最短となるよう施設管理者と工程を協議・調整のうえ、施工を進めること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事を行う上で、撤去・移設を要する軽微な障害物の処理で監督員の認めたものは本工事の範囲とし、それによる費用は請負業者負担とする。 ・工事期間については契約工期を遵守するものとし、器具の納期等により工期延伸が必要な場合においても、延伸可能期限は今年度末までとする。 ・社会情勢等により器具の納品が困難な場合は、器具メーカー等が「証明する書類を提出すること。				
			4. 工事実績データの登録				(1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。  速やかに監督員に提示しなければならない。				
			5. 工程表				受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。				
			6. 施工計画書等	(1)施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。 (2)施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。							
			I. 工事概要		7. 下請負人の選定	(1)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 (2)受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。	11. 交通安全管理				(18)作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。 (19)既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 (20)事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 (21)給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。 (22)受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
			II. 共通仕様書		8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。					
章	項目	特記事項									
1. 適用基準等	2. 優先順位	3. 施工条件	9. 電気保安技術者等	(1)電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2)工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。	12. 発生材の処理等	(1)発生材の処理等は次により適正に行う。 ①工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 ②上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のされないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ)に報告し指示を仰ぐこと。 ③コンクリート・アスファルト類の搬出先については中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 ④受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。					
			10. 施工中の安全確保	(1)工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2)工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 (3)工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 (4)工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月3)その他関係法令に従い適切に処理すること。 (5)受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 (6)地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 (7)受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 (8)受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 (9)受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 (10)受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ(含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 (11)受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 (12)休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 (13)受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等に安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 (14)受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (15)仮囲いを設置する場合は、設置後に現場安全再確認シート等(任意様式)を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (16)上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じる恐れがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで指定された時間に行うこと。 (17)受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。							
			1. 適用基準等	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)以下「標仕」という。 ③公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版) また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。 ①建築改修工事監理指針 令和7年度版 ②電気設備工事監理指針 令和7年度版							
			2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質疑回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書等							
			3. 施工条件	施工条件は次による。 ・工程については、学校及び施設管理者と協議の上決定すること。また、施工の日時については工事箇所ごとに生徒のいない時間帯、時期(生徒下校後、長期休暇期間、土曜日及び日曜祝祭日)で調整を行うことになるため施設管理者と詳細な協議の上決定して行うものとする。 ・騒音の出る工事は原則として学校休日とするが、学校・監督員と協議すること。また、人員配置及び施工計画を綿密に行い遅滞のないようにつとめること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事対象施設は、通学時間帯においては校内及び学校周囲が送迎等で非常に混雑するため、工事関係車両の入出場及び工事用資機材の搬入、搬出には十分注意を払うこと。 ・本工事期間中も施設は使用するので、通路を確保すると共に、工程の協議を行うものとする。 ・施工順序は学校及び施設管理者と協議の上決定すること。 ・屋内運動場等については授業等での利用を制限するため、施工期間が最短となるよう施設管理者と工程を協議・調整のうえ、施工を進めること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事を行う上で、撤去・移設を要する軽微な障害物の処理で監督員の認めたものは本工事の範囲とし、それによる費用は請負業者負担とする。 ・工事期間については契約工期を遵守するものとし、器具の納期等により工期延伸が必要な場合においても、延伸可能期限は今年度末までとする。 ・社会情勢等により器具の納品が困難な場合は、器具メーカー等が「証明する書類を提出すること。							
			4. 工事実績データの登録	(1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。  速やかに監督員に提示しなければならない。							
			5. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。							
			6. 施工計画書等	(1)施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。 (2)施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。							
			I. 工事概要				7. 下請負人の選定	(1)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 (2)受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。	11. 交通安全管理		(18)作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。 (19)既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 (20)事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 (21)給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。 (22)受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
			II. 共通仕様書				8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型			



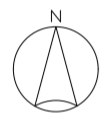
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
2 共 通 工 事 ・ 関 連 工 事	1. あと施工アンカー	電灯の落下防止措置については既存のものを流用するが、落下防止措置が取られていない、または照明の新設により、新たに落下防止措置を行う場合は次のとおりとする。 (1) 電灯の落下防止措置に使用する、吊りボルト受け用あと施工アンカー-ボルトは、金属拡張アンカー-φ9mm、内部コン打込み式または本体打込み式とする。 (2) あと施工アンカーは製品そのものの特性のみでなく、施工の良否により強度の発現が左右されるため、次の事項を施工計画書及び施工時に確認する。 ①ドリルビットの選定、削孔径の確認及び削孔深さの確保。(ドリルビットにマーク)を施す等) ②孔内の清掃 ③金属拡張アンカーの施工完了の確認 ④施工確認試験 (3) あと施工アンカー用の削孔時には、騒音、振動、塵埃等が発生するので養生を行うこと。 (4) 吊りボルトは、転造径、径山径9.0mmとし防錆処理JIS H 8610に規定する1級以上、JIS H 8625に規定する1級C11A以上又はこれと同等以上とする。	3 電 灯 設 備	1. LED照明器具 LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。 2. 照明器具の照度測定 一般照明及び非常用照明の照度測定を行うこと。 3. 蛍光灯電球等 蛍光灯電球並びに屋内運動場にある高天井照明については全て再利用可能な状態で取り外し、監督員の指示する場所へ運搬、保管する。 照明器具本体については前述の高天井照明以外は廃棄処分とする。 4. 試験 (1) 試験項目は、標仕<2>2.18.2による行う。なお、監理指針<2>2.18.2を参考とする。 (2) 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。 (3) 照度測定及び絶縁抵抗測定は施工前と施工後に行うものとする。 (4) 照度基準は（・JIS Z 9110-2010（学校環境衛生基準）による。 なお、照度計は一般照明の場合は一般型A級照度計以上を、非常用の場合は一般型A A級照度計以上の精度を有するものとし、測定箇所及び回数は監督員との協議による。	
	2. 非破壊検査	(1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。 (2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。			
	3. 仮設工事	(1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。 ・既存電力利用（○出来る ・出来ない）、電力料金（○有償 ・無償） ・既存用水利用（○出来る ・出来ない）、用水料金（○有償 ・無償） (2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。 ・同用地は、（・図示の場所に○用意していないので業者にて）設けること。 ・同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。 (3) 足場その他 足場及び作業構台の類を （○本工事で設置する ・関連工事が定置するものを無償で使用できる）。 ・内部足場（種類：脚立足場） ・ローリングタワー（種類：3段～5段） 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格及び認定基準（以下「規格等」という）を使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準			
	4. 天井改修工事	下地材等を含め撤去する場合は、床及びその天井に取り合う壁に損傷を与えないよう養生を行う。 また、必要に応じて集じん装置付き機器を使用する。なお、既存の下地材（下地張りボードを含む。）に新規に仕上材等を設ける場合は、監督職員と協議のうえ下地の不陸調整を行う。 (1) 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 (2) 下地材等を含め撤去する場合は、床及びその天井に取り合う壁に損傷を与えないよう養生を行う。 (3) 既存天井を撤去中に、7ｽﾞｽﾄ含有吹付け材が発見された場合は、直ちに監督職員と協議する。 (4) 設備開口補強については、施工に必要なものは図面への記入箇所の多少に関わらず全て本工事に含むものとする。			
	5. 軽量鉄骨天井下地	(1) JIS A 6517の規格品とする。 (2) 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕6.6.1による。 (3) 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。			
	6. その他共通事項	(1) 配線工事 ・薄鋼電線管(19, 25, …)は、表示されているものと同一外径のねじなし電線管(E19, E25, …)を使用してもよい。 ・高圧ケーブルの種類(EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル)は、JCS 4395「6, 600V架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。 ・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。 ・PF管を使用する場合は(タイプ-25)一重管とする。 ・既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 ・防火区画を貫通する配管は鋼製とし、耐火パテ等を使用の上建築基準法並びに消防法に適合する防火処理を行うものとする。 (2) 塗装工事 ・機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。 ・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。 (3) 配線器具 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、新金属製とする。 (4) 支持金物等 屋外及びビット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。 (5) その他 ・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。			

工事名：鳴門市撫養小学校照明器具改修工事  
学校名称：鳴門市撫養小学校  
図面名称：特記仕様書（3）

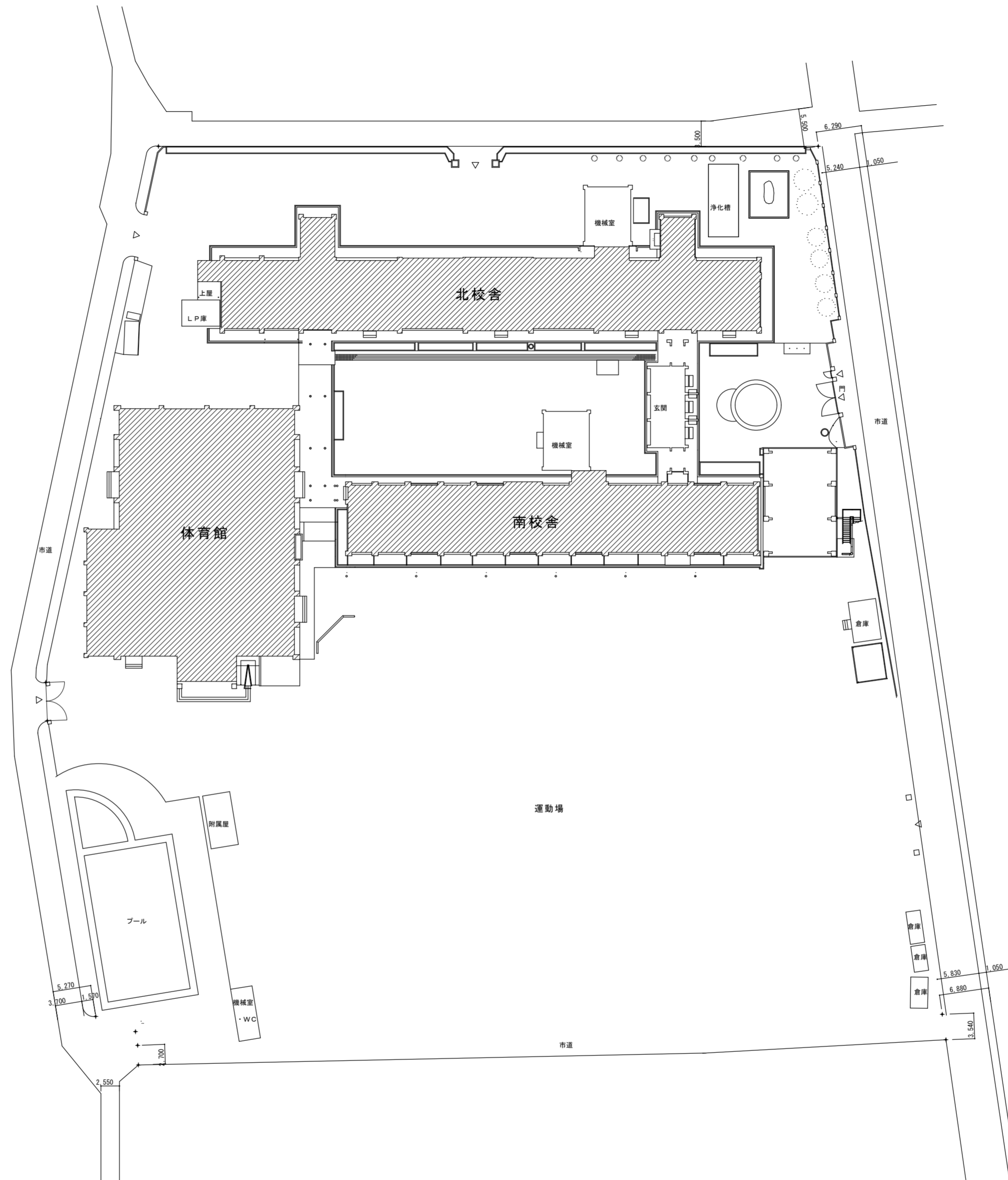
	<b>㈱補償実務一級建築士事務所</b> (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4 一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735 (大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799		製	図	承	認	図面番号
							E-03



案内図



出典：国土地理院ウェブサイト  
「標準地図データ」（国土地理院）を基に作成



今回の工事範囲を示す

配置図 1/500

工事名：鳴門市撫養小学校照明器具改修工事

学校名称：鳴門市撫養小学校  
図面名称：配置図・付近見取図

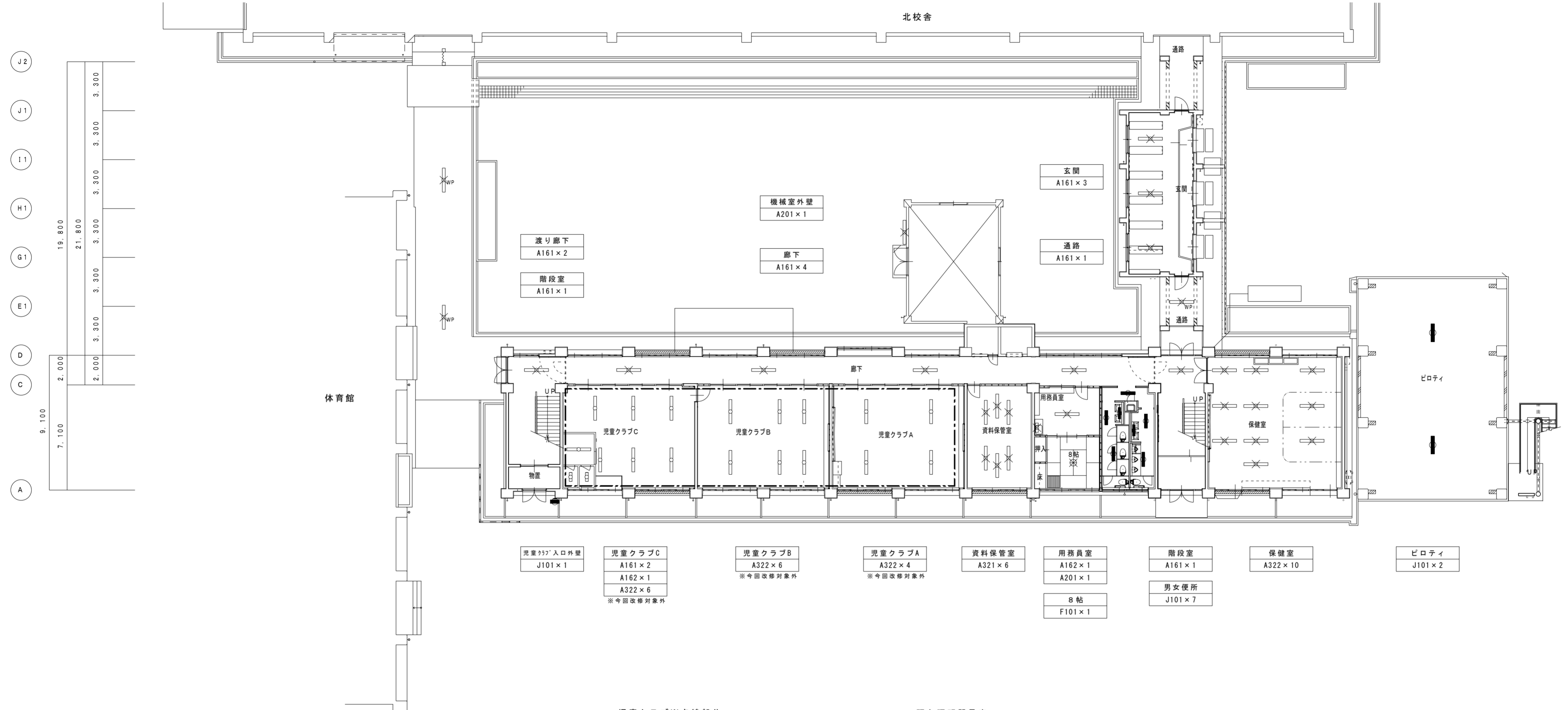


㈱補償実務一級建築士事務所  
(徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4  
一級建築士 中瀬 史朗 TEL：(088)625-3735  
(大臣登録)第369136号 FAX：(088)625-3799

製 図 承 認 図面番号

E-04

照明器具姿図										
直付型20・40形 逆富士型		直付型20・40形 逆富士型 防湿型・防雨型		直付型40形 逆富士型		埋込型40形 下面開放型 W300		直付型40形 黒板灯		
		B64WP 一般タイプ 6400lmタイプ LSS9MP/RP-4-64 (公共施設用照明器具型番)		※符号にG記載のある照明はガード金具共						
A15/A30 一般タイプ 1500lm/3000lmタイプ LSS9-2-15/30 (公共施設用照明器具型番)	A14WP 一般タイプ 1600lmタイプ LSS9MP/RP-2-14 (公共施設用照明器具型番)		B23/B37 B48/B65 一般タイプ 2300lm/3700lm/4800lm/6500lmタイプ LSS9-4-23/37/48/65 (公共施設用照明器具型番)		C65 一般タイプ 3000lmタイプ/6500lmタイプ LRS20-4-65 (公共施設用照明器具型番)		D62 一般タイプ 6200lmタイプ ワン型パイプ吊具共 LSS13-4-62 (公共施設用照明器具型番)			
直付型40形 逆富士型 W150		埋込型スクエア形 下面パネル		ダウンライト 60形		LED非常灯		赤色表示灯		
定積出力型、電圧100~242V共用タイプ 消費電力56W、244ℓ-消費効率 178.5lm/W 光源寿命40000時間(光束維持率85%)		定積出力型、電圧100~242V共用タイプ 消費電力199W、244ℓ-消費効率 79.2lm/W 光源寿命40000時間(光束維持率85%)		φ100、LED60形 LRS1-05 (公共施設用照明器具型番)		φ100低天井・小空間用(〜3m)、30分間タイプ K1-LRS11-1 (公共施設用照明器具型番)		電圧AC/DC100Vタイプ 光源寿命40000時間		
E 一般タイプ 10000lmタイプ 昼白色(5000K) Ra83以上	F 1200□タイプ 昼白色(5000K) Ra83以上 13000lmクラス		G05		H		I 予備電源別置型・非常用LED併用型・壁直付型・防雨型			
壁付キッチンライト		埋込型40形 下面開放型 W220		LEDウォールライト 20形		埋込型40形 黒板灯		LEDスポットライト 100形		
電圧100Vタイプ 消費電力9.5W、244ℓ-消費効率 88.4lm/W				FL20W×1灯器具相当 LBF3MP/RP-2-6 (公共施設用照明器具型番)		M58 一般タイプ 5800lmタイプ LRS8-4-58 (公共施設用照明器具型番)		電圧100Vタイプ 消費電力11.7W、244ℓ-消費効率 103.8lm/W 光源寿命40000時間(光束維持率70%)		
J 15形直管蛍光灯1灯器具相当 プルススイッチ付 昼白色(5000K) Ra83以上 840lmクラス	K65 一般タイプ 6500lmタイプ LRS3-4-65 (公共施設用照明器具型番)		L		N J12V75形(50W)灯器具相当 電球色(3000K) Ra83以上 拡散タイプ 1200lmクラス					
直付型40形 トラフ型		直付型40形 コーナーライト		埋込型スクエア形 下面開放型		LED高天井用照明器具		直付型40形 逆富士型 W150		
		定積出力型、電圧100~242V共用タイプ 消費電力31.9W、244ℓ-消費効率 158.3lm/W 光源寿命40000時間(光束維持率85%)		定積出力型、電圧100~242V共用タイプ 消費電力33W、244ℓ-消費効率 132.4lm/W 光源寿命40000時間(光束維持率85%)		※調光配線が不要であること。 ※専用リモコンやタブレット等を用いて個別又はグループ設定が可能でON・OFF操作、照度設定、変更ができるようになっていること。 ※落下防止ワイヤー及び側面ガードはメーカーの施工要領に従い、本体及び既存構造物に堅固に取付けること。		定積出力型、電圧100~242V共用タイプ 消費電力31.9W、244ℓ-消費効率 158.3lm/W 光源寿命40000時間(光束維持率85%)		
015/065 一般タイプ 1500lm/6500lmタイプ LSS1-2-15/LSS1-4-65 (公共施設用照明器具型番)	P 一般タイプ 5200lmタイプ 昼白色(5000K) Ra83以上		Q 450□ FHP32形×3灯節電タイプ 昼白色(5000K) Ra83以上 4300lmクラス		R マルチハロゲン灯400形器具相当 側面・下面ガード金具・落下防止ワイヤー共 無線調光機能付 LSR2W-200 (公共施設用照明器具型番)相当		S 一般タイプ プルススイッチ付ライトバー 5200lmタイプ 昼白色(5000K) Ra83以上			



- 児童クラブ入口外壁  
J101 x 1
- 児童クラブC  
A161 x 2  
A162 x 1  
A322 x 6  
※今回改修対象外
- 児童クラブB  
A322 x 6  
※今回改修対象外
- 児童クラブA  
A322 x 4  
※今回改修対象外
- 資料保管室  
A321 x 6
- 用務員室  
A162 x 1  
A201 x 1  
8帖  
F101 x 1
- 階段室  
A161 x 1  
男女便所  
J101 x 7
- 保健室  
A322 x 10
- ピロティ  
J101 x 2

児童クラブ※点線部分

凡例	種類	数量
○	A161 FHF16W x 1直付	2
○	A162 FHF16W x 2直付	1
○	A322 FHF32W x 2直付	16

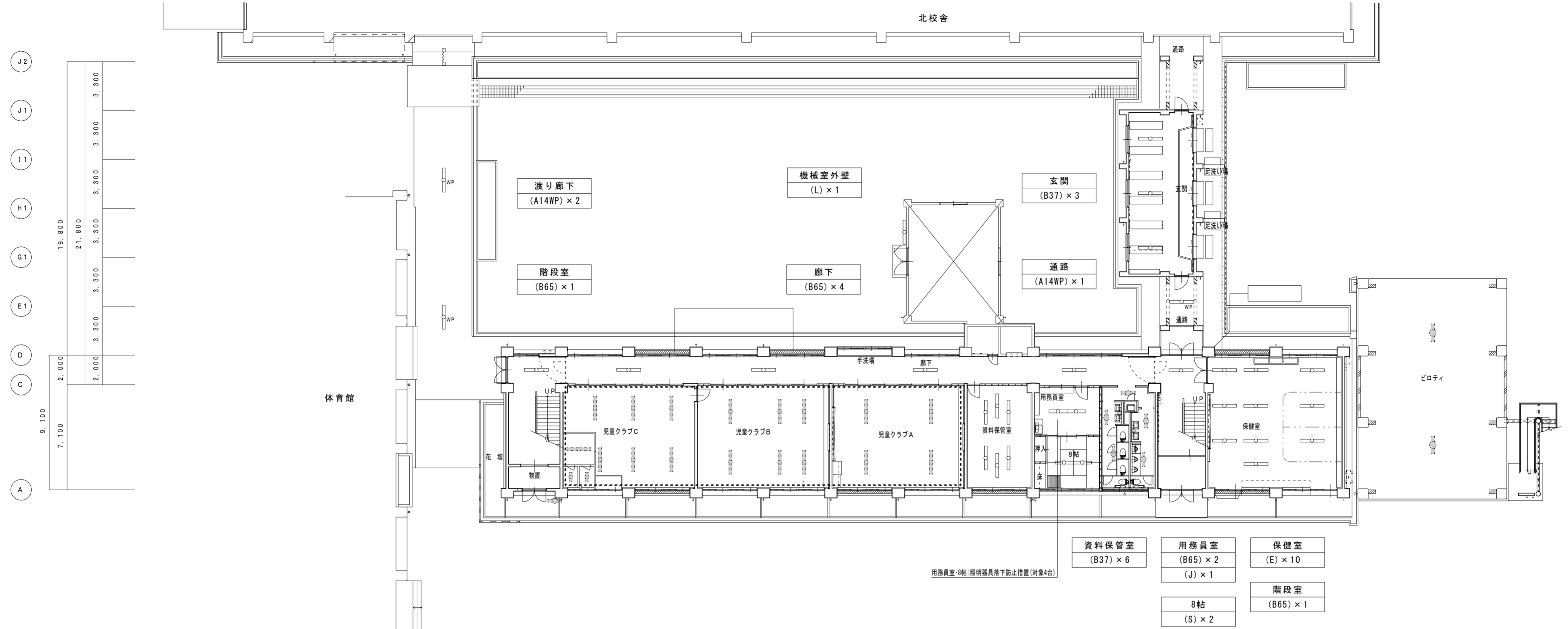
※児童クラブ区画は今回改修対象外

既存照明器具表

凡例	種類	数量
○	A161 FHF16W x 1直付	12
○	A162 FHF16W x 2直付	1
○	A201 FL20W x 1直付	2
○	A321 FHF32W x 1直付	6
○	A322 FHF32W x 2直付	10
⊖	F101 コードペンダント	1
■	J101 LED電球	10

- 注記
1. × は、既設の撤去処分を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

1階平面図(撤去図) S=1/200



凡例	数量
(A14WP)	3
(B37)	9
(B65)	8
(E)	10
(J)	1
(L)	1
(S)	2

資料保管室 (B37) × 6	用務員室 (B65) × 2 (J) × 1	保健室 (E) × 10
	8帖 (S) × 2	階段室 (B65) × 1

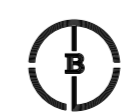
用務員室・8帖：照明器具落下防止措置(対象4台)

- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。

1階平面図(改修図) S=1/200

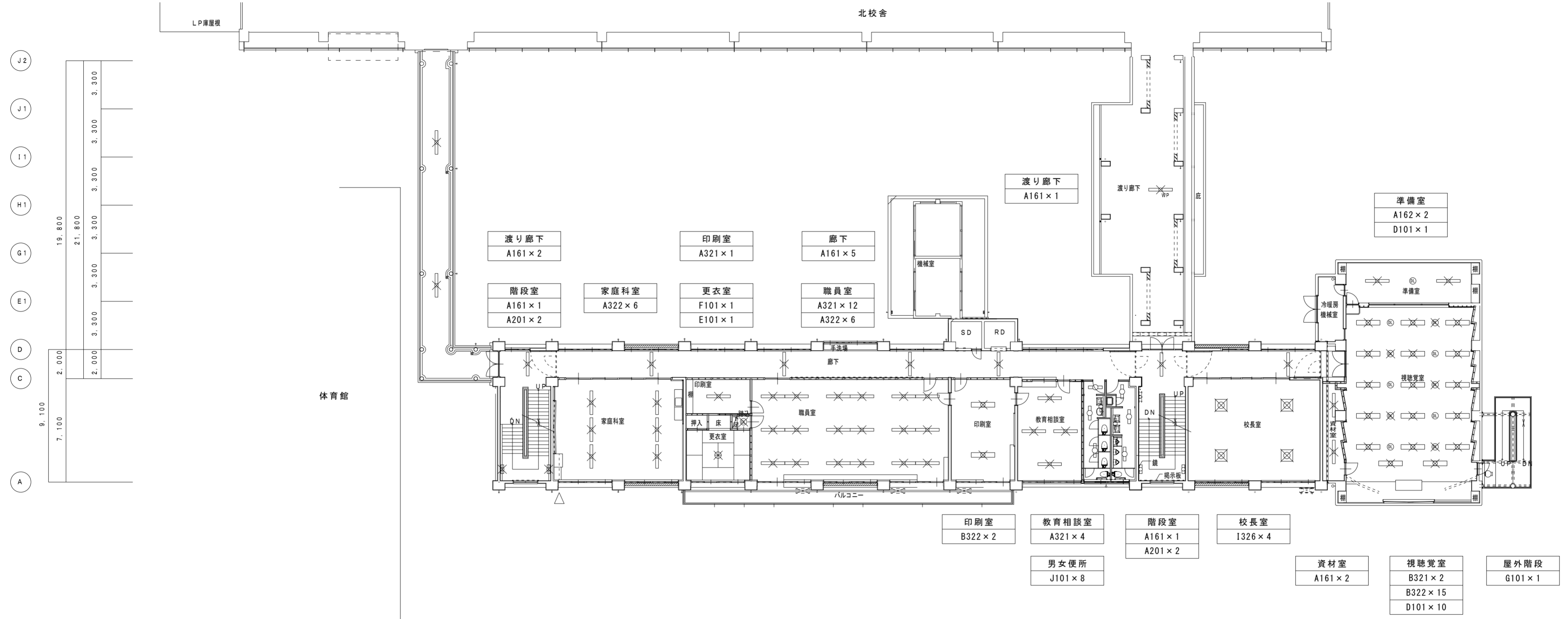
工事名：鳴門市撫養小学校照明器具改修工事

学校名称：鳴門市撫養小学校  
図面名称：南校舎1階照明器具改修図



㈱補償実務一級建築士事務所  
(徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4  
一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735  
(大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799

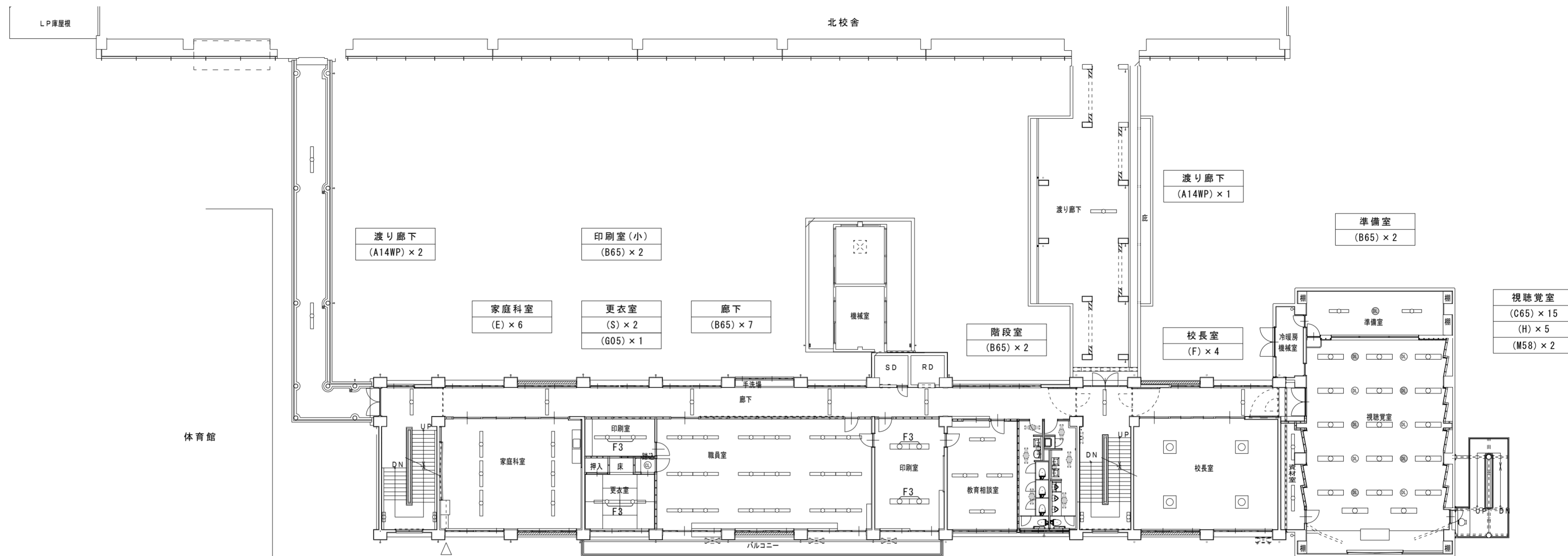
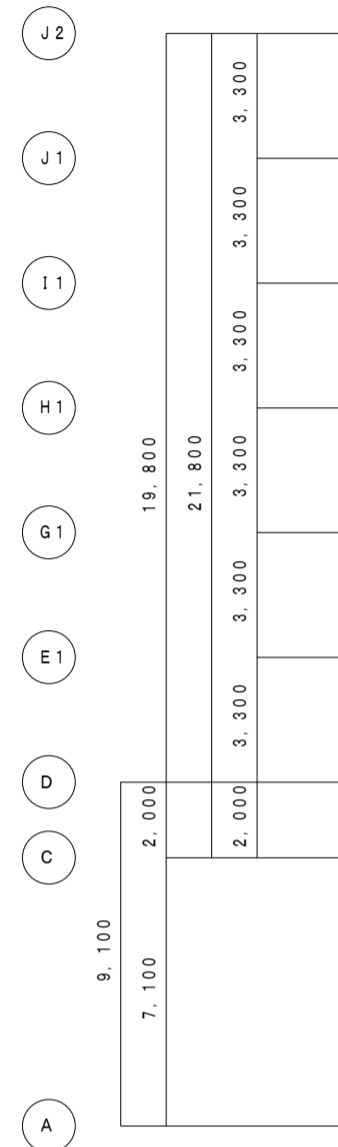
製図 承認 図面番号  
E-07



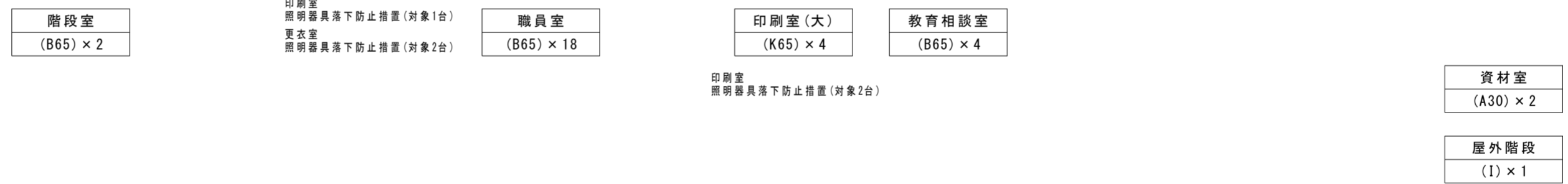
- 注記
1. × は、既設の撤去処分を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

凡例	種類	数量
○	A161 FHF16W×1直付	12
○	A162 FHF16W×2直付	2
○	A201 FL20W×1直付	4
○	A321 FHF32W×1直付	17
○	A322 FHF32W×2直付	12
○	B321 FHF32W×1埋込	2
○	B322 FHF32W×2埋込	17
⊗	D101 タンライト	11
⊗	E101 シーリングライト	1
⊖	F101 コードペンダント	1
○	G101 プラケットライト	1
⊗	I326 埋込スクエアライト FHT32W×6	4
○	J101 LED電球	8

2階平面図(撤去図) S=1/200



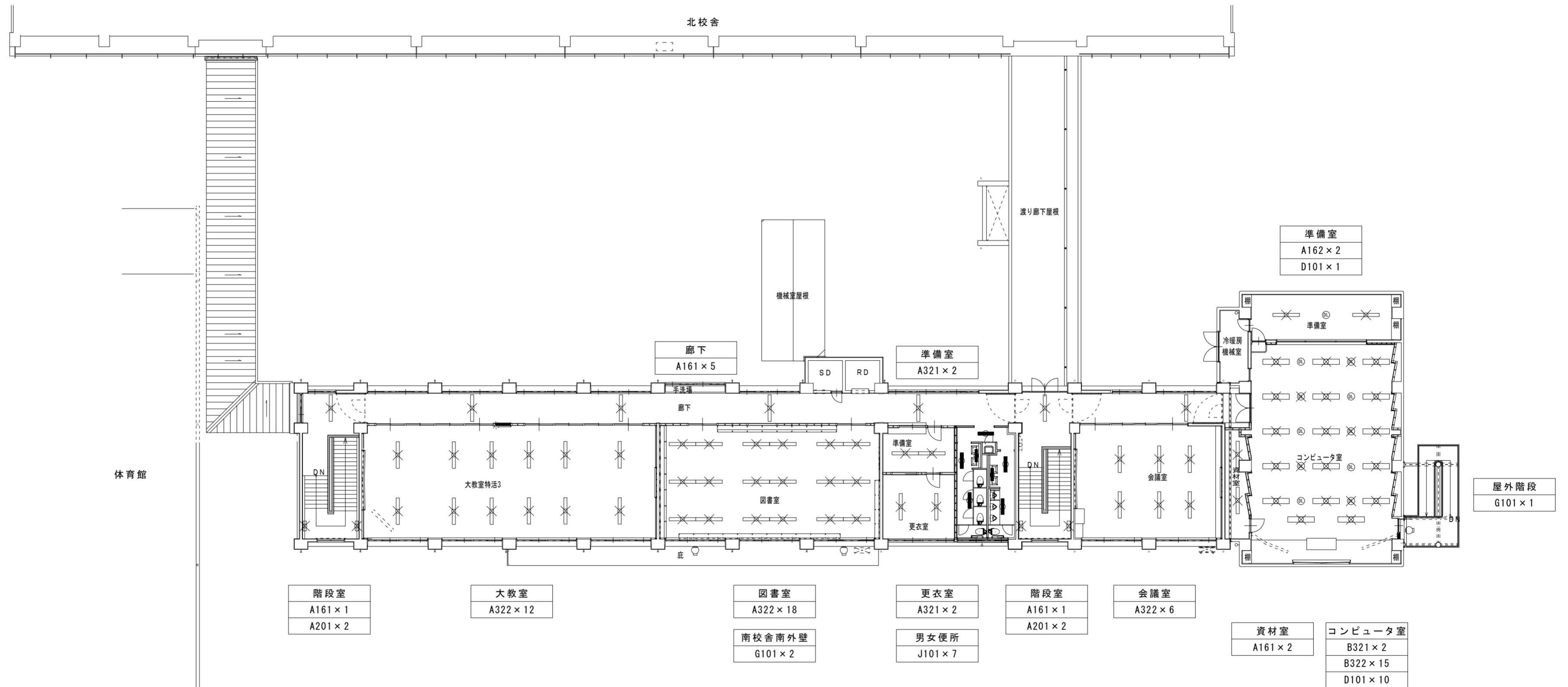
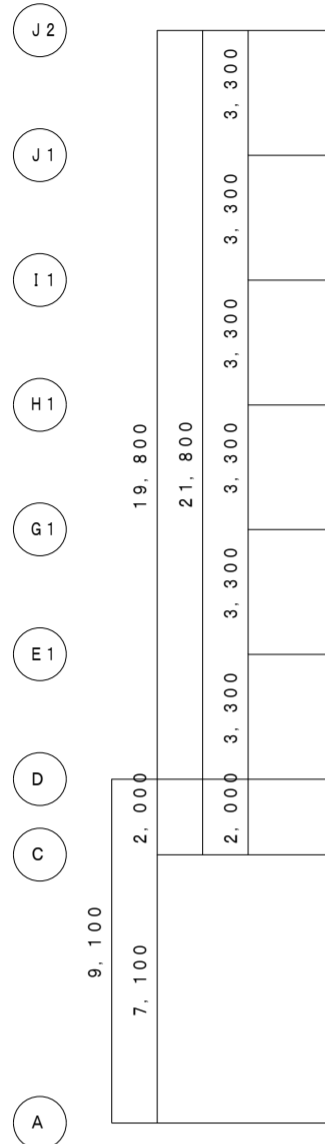
凡例	数量
(A30)	2
(A14WP)	3
(B65)	37
(C65)	15
(E)	6
(F)	4
(G05)	1
(H)	5
(I)	1
(K65)	4
(M58)	2
(S)	2



2階平面図(改修図) S=1/200

- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。

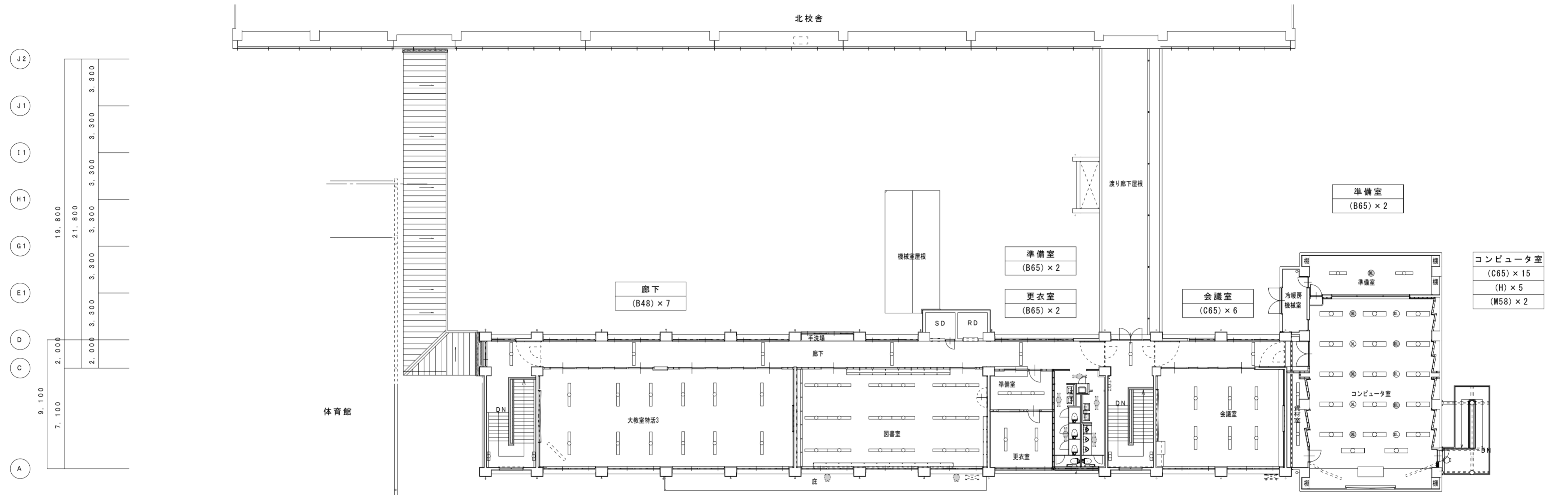




凡例	種類	数量
○	A161 FHF16W x 1直付	9
○	A162 FHF16W x 2直付	2
○	A201 FHF20W x 1直付	4
○	A321 FHF32W x 1直付	4
○	A322 FHF32W x 2直付	36
○	B321 FHF32W x 1埋込	2
○	B322 FHF32W x 2埋込	15
◎	D101 タカライト	11
○	G101 フラケッタライト	3
●	J101 LED電球	7

- 注記
1. × は、既設の撤去処分を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

3階平面図(撤去図) S=1/200

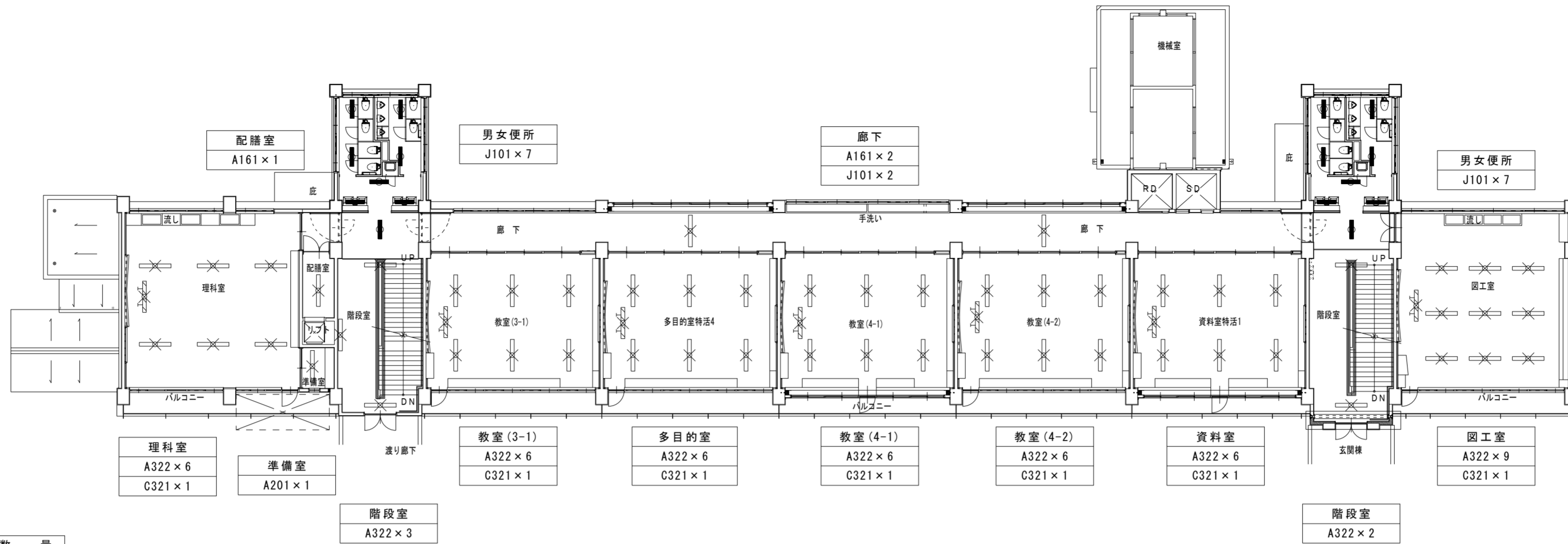


凡例	数量
(A30)	2
(B48)	7
(B65)	28
(C65)	21
(E)	12
(H)	5
(I)	1
(M58)	2

- 階段室 (B65) × 2
- 大教室特活3 (E) × 12
- 図書室 (B65) × 18
- 階段室 (B65) × 2
- 準備室 (B65) × 2
- 更衣室 (B65) × 2
- 会議室 (C65) × 6
- 準備室 (B65) × 2
- コンピュータ室 (C65) × 15 (H) × 5 (M58) × 2
- 資材室 (A30) × 2
- 屋外階段 (I) × 1

注記  
 1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。  
 2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。  
 3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。  
 4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。  
 5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。

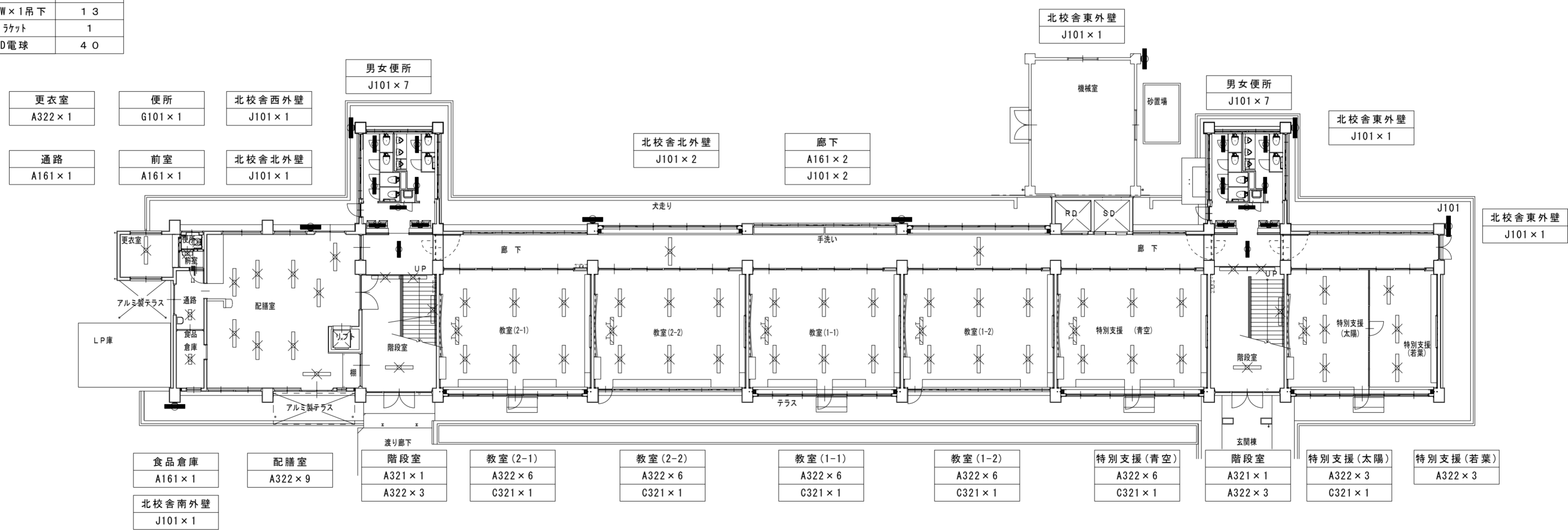
3階平面図(改修図) S=1/200



2階平面図(撤去図) 1/200

既存照明器具表

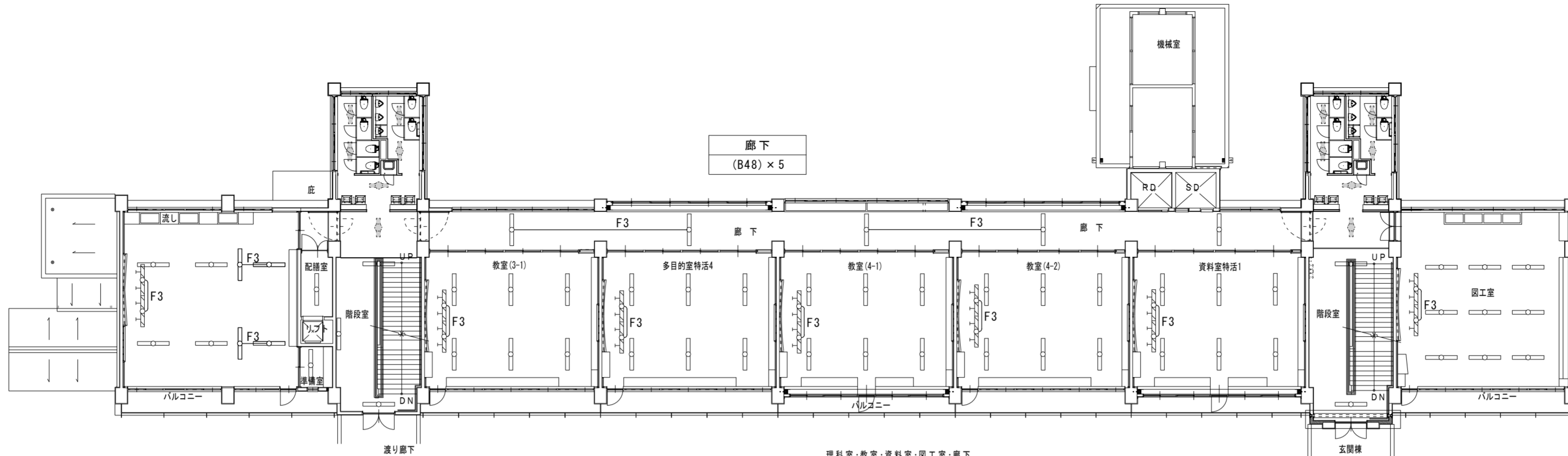
凡例	種類	数量
	A161 FHF16W×1直付	8
	A201 FL20W×1直付	1
	A321 FHF32W×1直付	2
	A322 FHF32W×2直付	102
	C321 FHF32W×1吊下	13
	G101 プラケット	1
	J101 LED電球	40



1階平面図(撤去図) 1/200

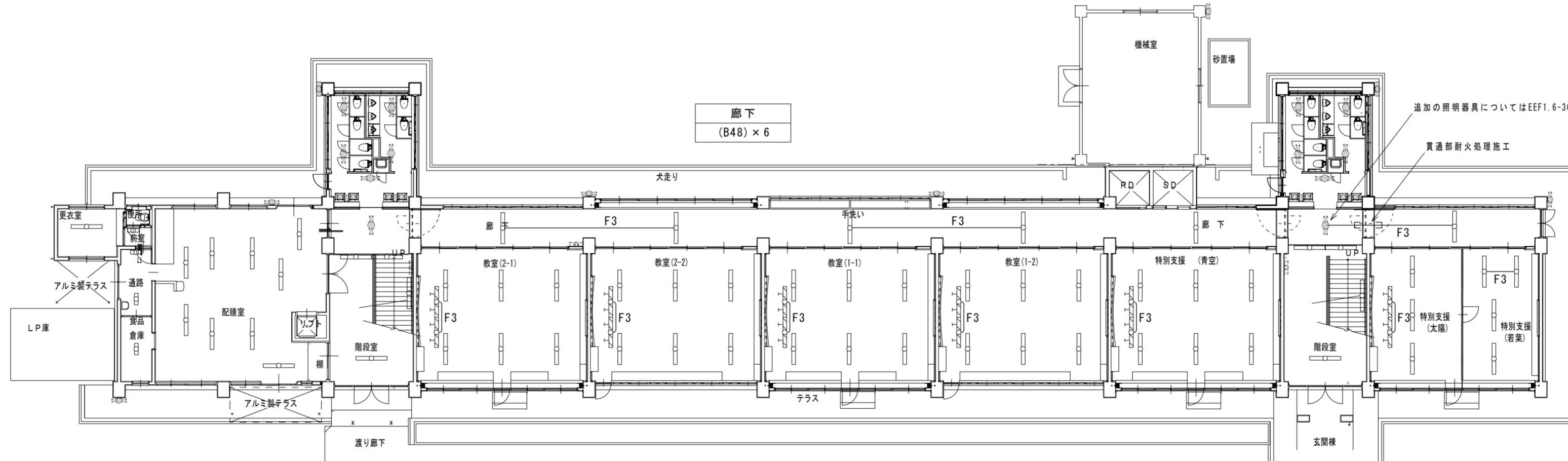
- 注記
- × は、既設の撤去処分を示す。
  - 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  - 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

凡例	数量
(A30)	1
(B48)	8
(B65)	3
(D62)	14
(E)	47



理科室 (E) × 8 (D62) × 2	準備室 (A30) × 1	配膳室 (B65) × 1	階段室 (B48) × 3	教室(3-1) (E) × 6 (D62) × 2	多目的室 (E) × 6 (D62) × 2	教室(4-1) (E) × 6 (D62) × 2	教室(4-2) (E) × 6 (D62) × 2	資料室 (E) × 6 (D62) × 2	階段室 (B65) × 2	図工室 (E) × 9 (D62) × 2
-----------------------------	------------------	------------------	------------------	---------------------------------	------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	------------------	-----------------------------

凡例	数量
(A30)	1
(A14WP)	2
(B64WP)	9
(B37)	8
(B48)	6
(D62)	12
(E)	37
(J)	1
(O15)	1
(S)	1



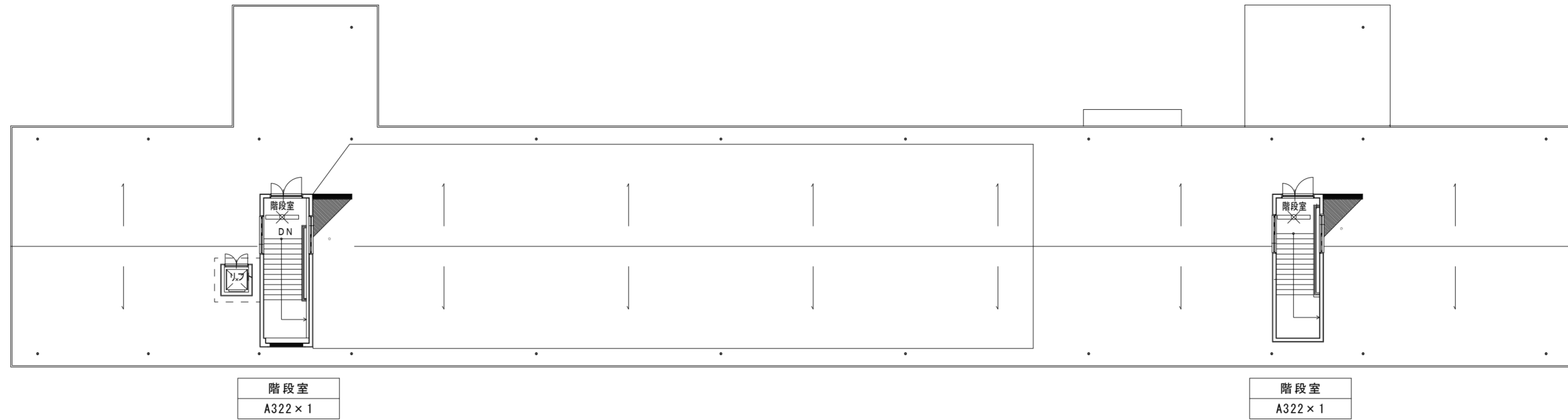
更衣室 (S) × 1	食品倉庫 (A30) × 1	配膳室 (B64WP) × 9	通路 (A14WP) × 2	階段室 (B37) × 4	教室(2-1) (E) × 6 (D62) × 2	教室(2-2) (E) × 6 (D62) × 2	教室(1-1) (E) × 6 (D62) × 2	特別支援(青空) (E) × 6 (D62) × 2	教室(1-2) (E) × 6 (D62) × 2	階段室 (B37) × 4	特別支援(太陽) (E) × 3 (D62) × 2	特別支援(若葉) (E) × 4
----------------	-------------------	--------------------	-------------------	------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	------------------	----------------------------------	---------------------

- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工を行う。

学校名称：鳴門市撫養小学校  
図面名称：北校舎1・2階照明器具改修図

工事名：鳴門市撫養小学校照明器具改修工事

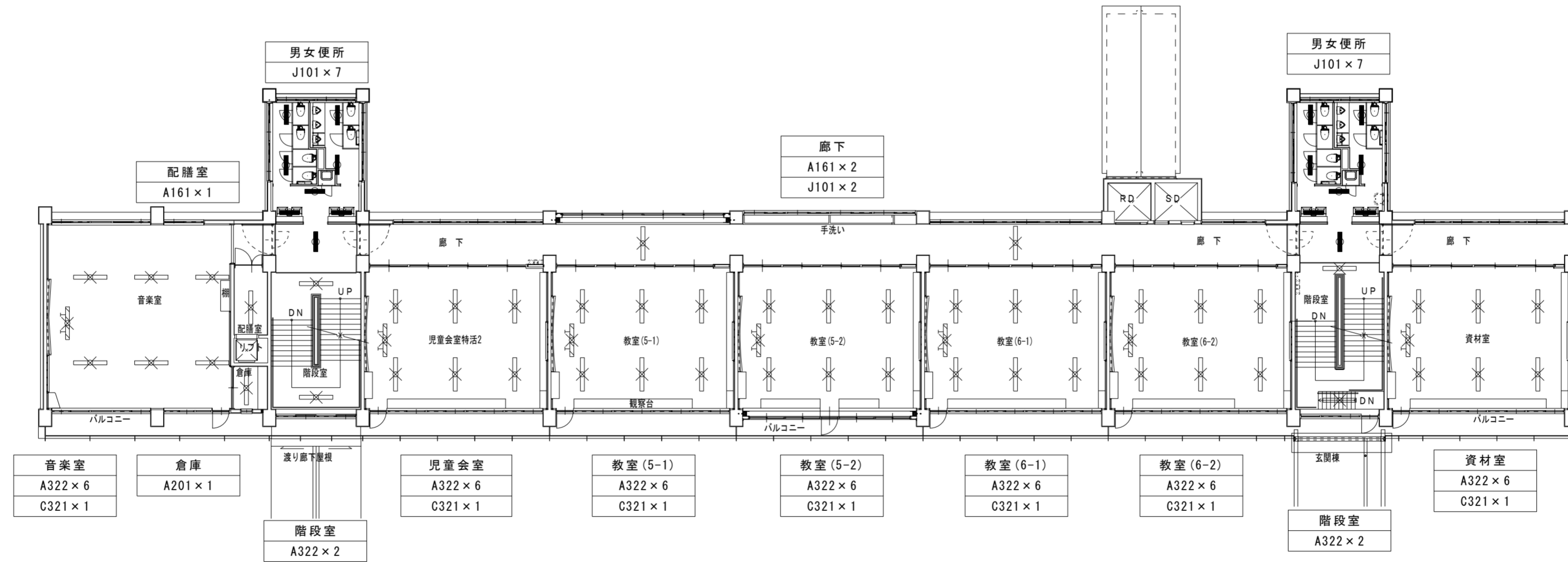
	<b>㈱補償実務一級建築士事務所</b> (徳島県知事登録)第21066号 一級建築士 中瀬 史朗 (大臣登録)第369136号	徳島市昭和町2丁目7-4 TEL : (088)625-3735 FAX : (088)625-3799	製 図 承 認 図面番号 E-13
--	---	--	----------------------



既存照明器具表

凡例	種類	数量
	A161 FHF16W x 1直付	3
	A201 FHF20W x 1直付	1
	A322 FHF32W x 2直付	48
	C321 FHF32W x 1吊下	7
	J101 LED電球	16

R階平面図(撤去図) 1/200



注記

1. × は、既設の撤去処分を示す。
2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

3階平面図(撤去図) 1/200

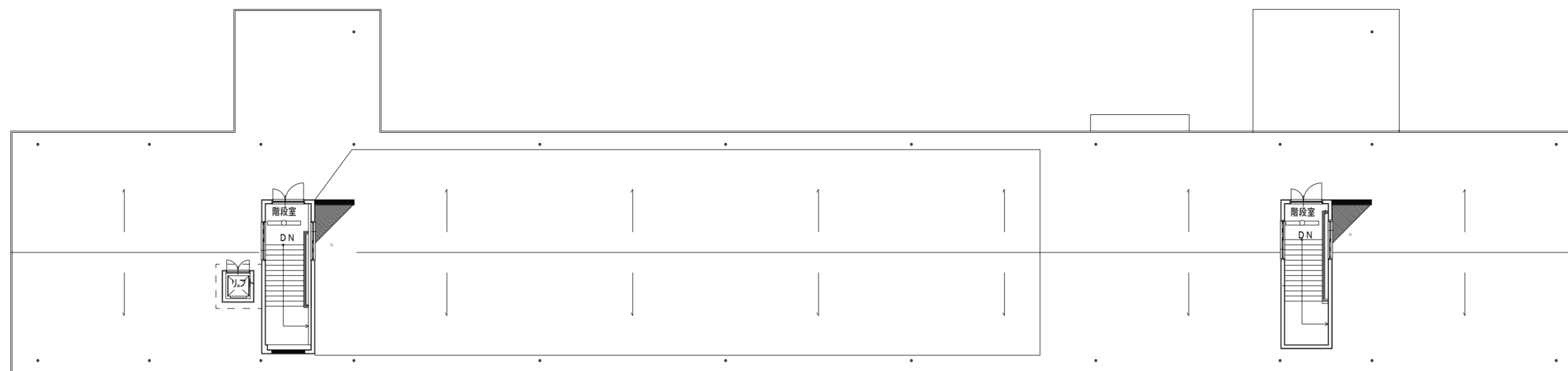
工事名：鳴門市撫養小学校照明器具改修工事

学校名称：鳴門市撫養小学校  
図面名称：北校舎3・R階照明器具撤去図

㈱補償実務一級建築士事務所  
(徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4  
一級建築士 中瀬 史朗 TEL : (088)625-3735  
(大臣登録)第344069号 FAX : (088)625-3799

製図 承認 図面番号  
E-14

凡例	数量
(B65)	2

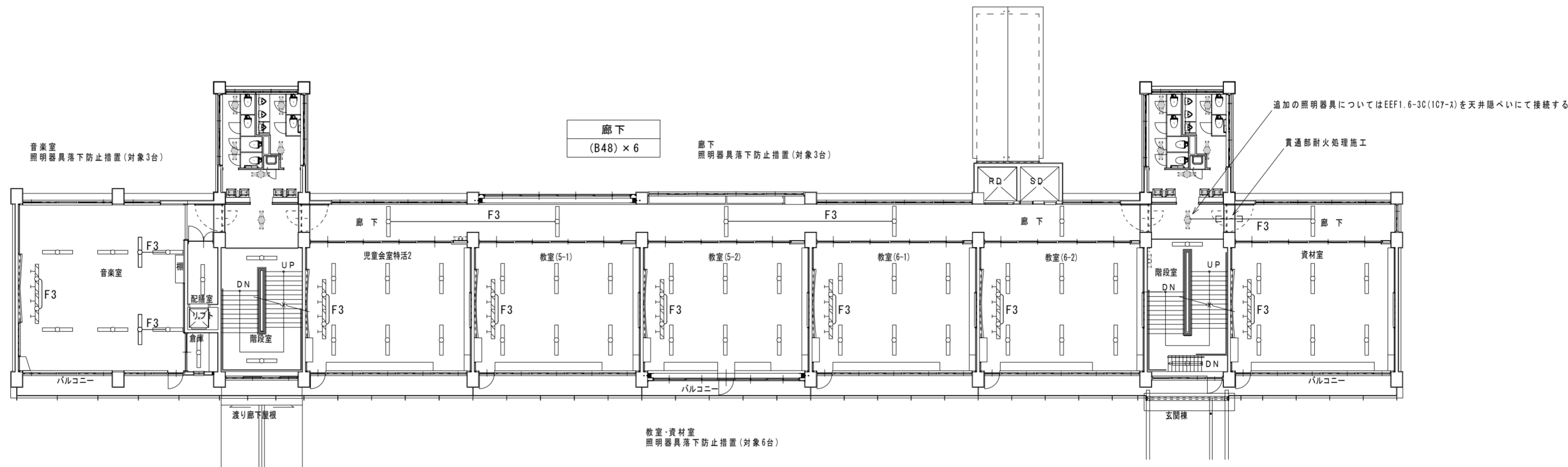


階段室  
(B65) × 1

階段室  
(B65) × 1

R階平面図(改修図) 1/200

凡例	数量
(A15)	1
(B48)	6
(B65)	5
(D62)	14
(E)	44



音楽室  
(E) × 8  
(D62) × 2

倉庫  
(A15) × 1

配膳室  
(B65) × 1

階段室  
(B65) × 2

児童会室  
(E) × 6  
(D62) × 2

教室(5-1)  
(E) × 6  
(D62) × 2

教室(5-2)  
(E) × 6  
(D62) × 2

教室(6-1)  
(E) × 6  
(D62) × 2

教室(6-2)  
(E) × 6  
(D62) × 2

階段室  
(B65) × 2

資材室  
(E) × 6  
(D62) × 2

3階平面図(改修図) 1/200

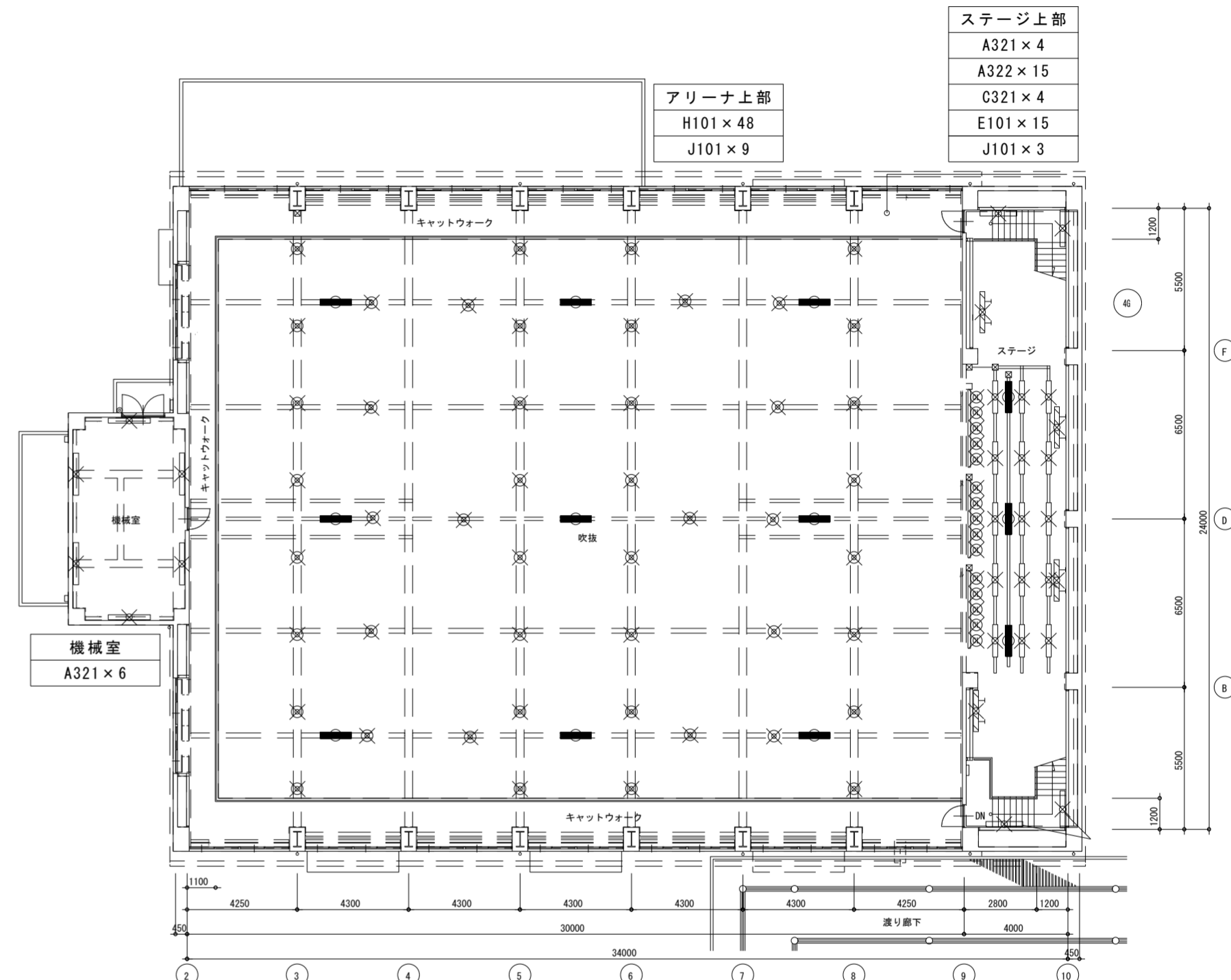
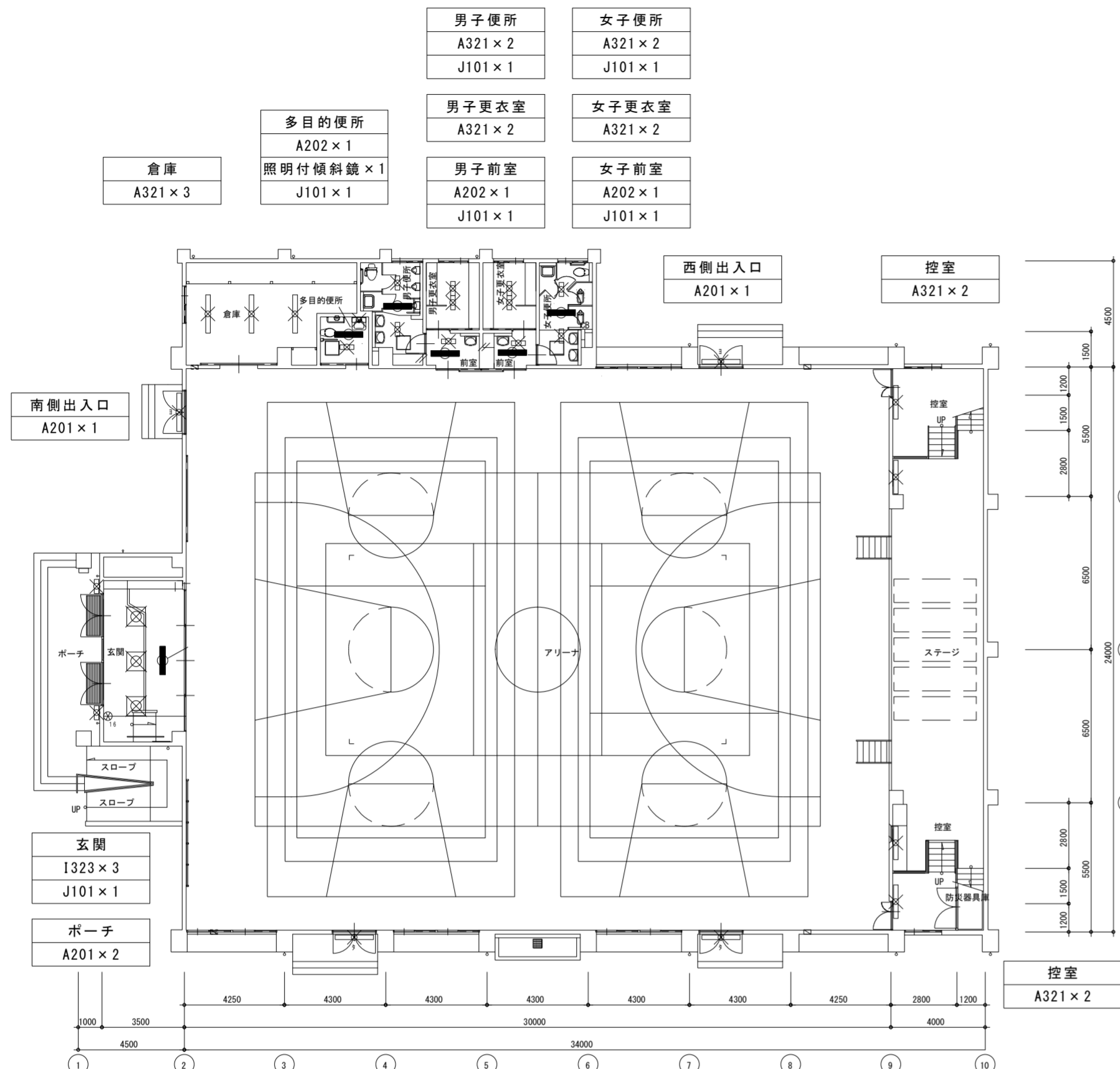
- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工を行う。

工事名：鳴門市撫養小学校照明器具改修工事

学校名称：鳴門市撫養小学校  
図面名称：北校舎3・R階照明器具改修図

(株)補償実務一級建築士事務所  
(徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4  
一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735  
(大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799

製 図 承 認 図面番号  
E-15



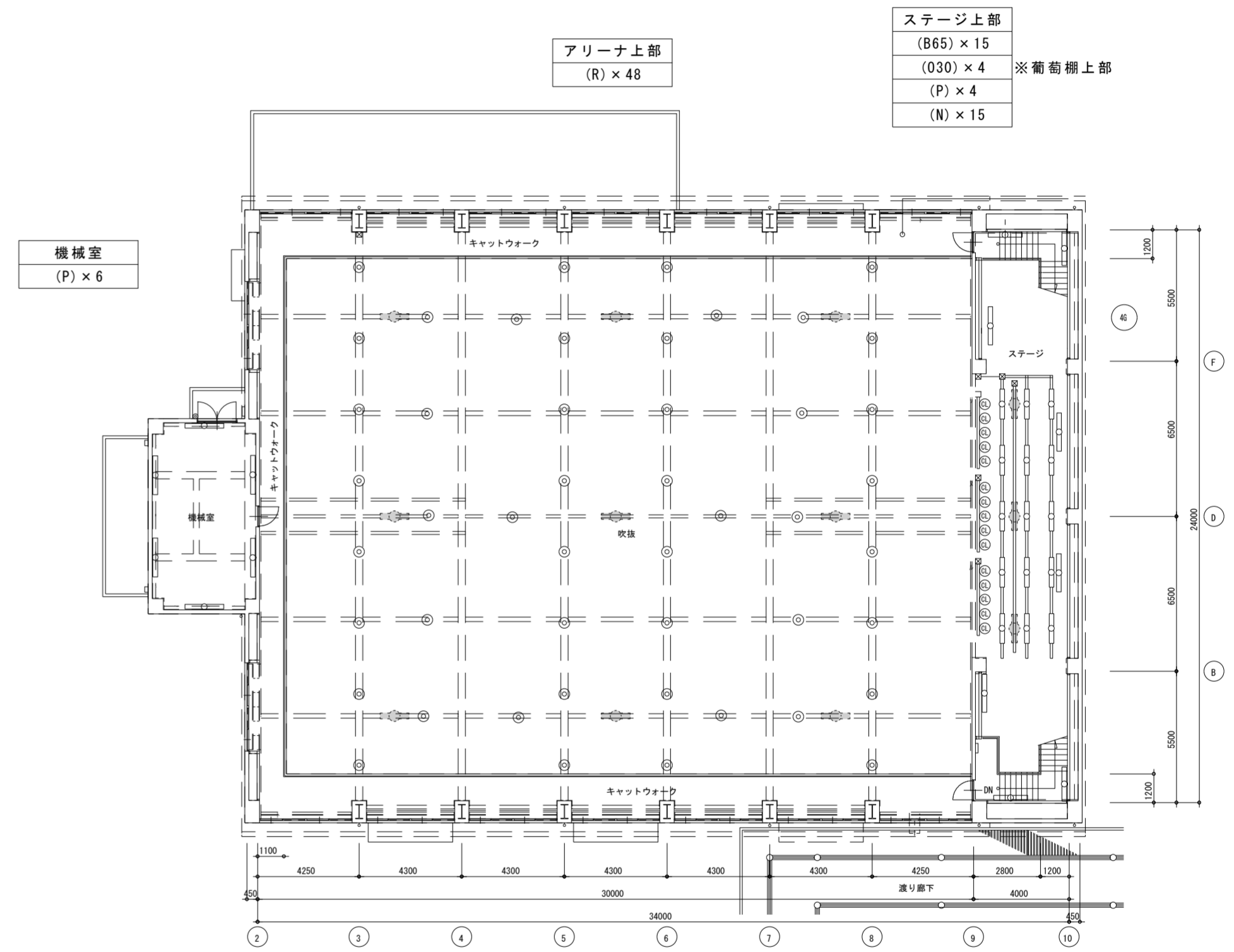
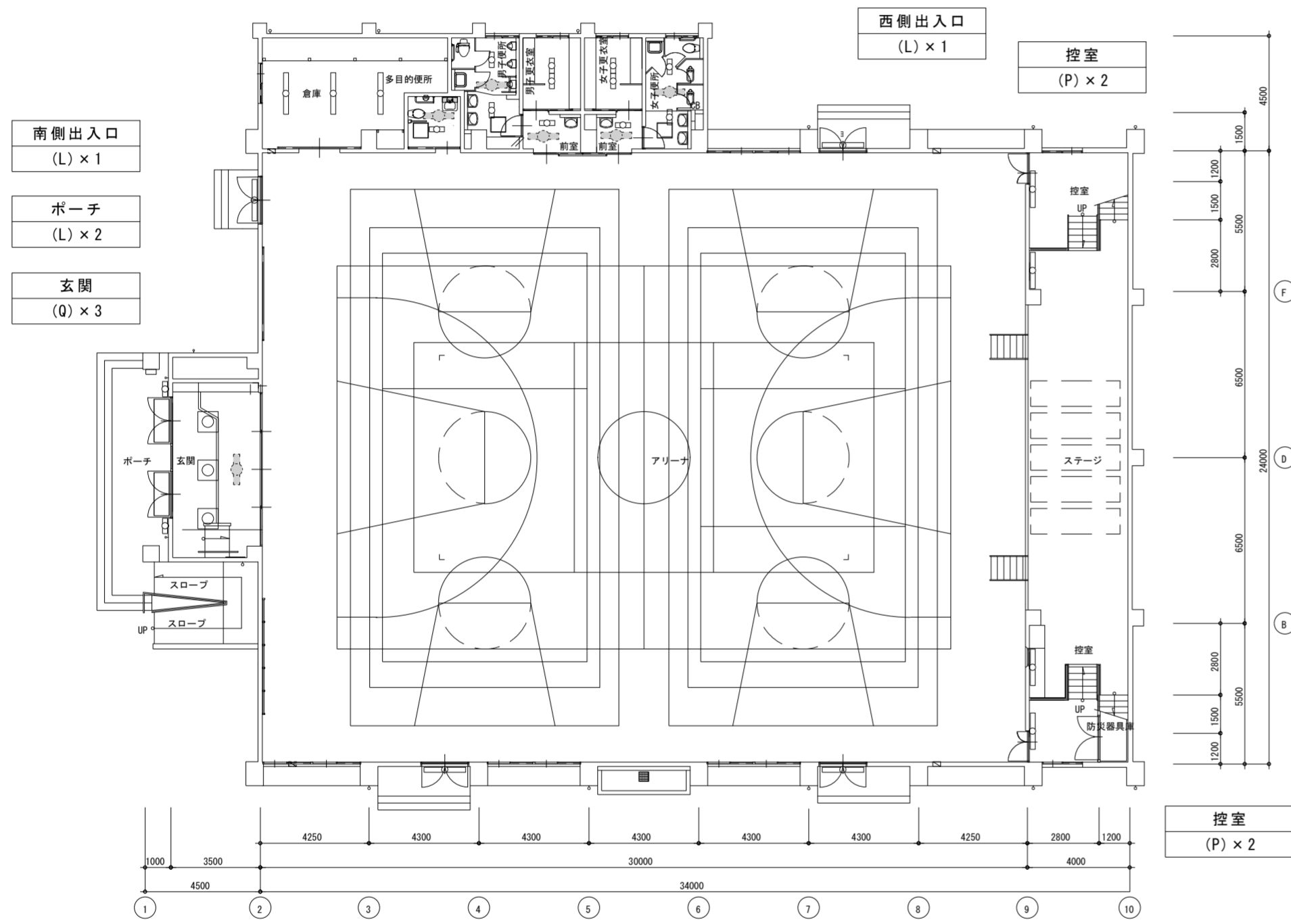
既存照明器具表

凡例	種類	数量
	A201 FL20W×1直付	7
	A202 FL20W×2直付	3
	A321 FHF32W×1直付	25
	A322 FHF32W×2直付	15
	C321 FHF32W×1吊下	4
	E101 シーリングライト	15
	H101 ハイベントラント	48
	I323 FHT32W×3埋込	3
	J101 LED電球	18

注記

1. × は、既設の撤去処分を示す。
2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

倉庫 (B65G) × 3	男子前室 (A30) × 1	女子前室 (A30) × 1
多目的便所 (B37) × 1	男子便所 (B48) × 2	女子便所 (B23) × 2
	男子更衣室 (B23) × 2	女子更衣室 (B23) × 2



凡例	数量	凡例	数量
(A30)	2	(P)	4
(B23)	6	(Q)	3
(B37)	1		
(B48)	2		
(B65G)	3		
(L)	6		

凡例	数量
(B65)	15
(N)	15
(O30)	4
(P)	10
(R)	48

- 注記
- 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  - 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  - 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  - 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  - 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。

学校名称：鳴門市撫養小学校  
 図面名称：体育館1・2階照明器具改修図

制 図 承 認 図面番号  
 樹補償実務一級建築士事務所  
 (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4  
 一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735  
 (大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799